

プロポーザル方式説明書

1 業務の概要

- (1) 業務名 船越公園遊具整備業務委託
- (2) 業務内容 別添「船越公園遊具整備業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から150日間
- (4) 予算額 20,000,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む）
- (5) 契約保証金 契約金額の10分の1以上の額とする。

2 参加資格

プロポーザル方式の提案者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する規程（平成23年山田町告示第31号の2）第6条又は物品の製造の請負又は物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（平成16年山田町訓令第16号）第5条に規定する資格者であること。
- (3) 町営建設工事に係る指名停止等措置要綱（平成6年山田町告示第21号。以下「措置要綱」という。）に基づく指名停止措置の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされていない者（会社更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を含む。）であること。
- (5) 山田町の令和4・5・6年度物品購入等競争入札参加資格者名簿の「教育用品（遊具）」に登録されている者であること。
- (6) 過去5年間に国、都道府県及び市区町村が発注した業務においてユニバーサルデザインの複合遊具を納品した実績を有すること。
- (7) 本業務に係り一般財団法人日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士の資格を有する者を配置すること。

3 公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第5号。以下「参加表明書」という。）の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限
令和6年5月1日（水）（午後3時必着）
- (2) 提出場所
岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号
山田町役場 都市計画課
- (3) 添付書類
 - ア 公募型プロポーザル方式参加資格確認調書（別添1）
 - イ 業務実績報告書（別添2）
 - ウ 配置予定技術者調書（別添3）
- (4) 提出方法
直接持参又は一般書留若しくは簡易書留による郵送とする。

4 提案書（様式第2号）の提出要請

参加表明書を提出した者について「2 参加資格」を全て満たしているか否かの確認を行い、資格を有すると認めた者にプロポーザル方式参加要請書（様式第7号）により提案書の提出を要請する。

5 提案書等の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和6年6月6日（木）（午後3時必着）

(2) 提出場所

3(2)と同じ。

(3) 提出方法

3(3)と同じ。

(4) 提出書類

提出書類	内容・留意点
企画提案書	<p><u>正本1部（会社名記載）</u> 折りたたむ等によりA4判サイズに製本し提出すること。</p> <p><u>副本8部（会社名、ロゴ等を記載しないこと）</u> 大型図面等はA3判まで縮小し、ページ順に左上1箇所をクリップ等で止めて提出すること。</p> <p>添付書類（ア）～（キ）</p> <ul style="list-style-type: none">（ア） イメージ図（完成予想イラスト）カラーA3判（イ） 平面図（ウ） 構造図（製品の寸法、材質が確認できるもの）（エ） 配置図（オ） 遊具の特徴（デザイン、コンセプト及び安全面に関すること等）（カ） 見積書及び見積価格内訳書（キ） 工程表（ク） その他参考となる資料 <p>※年1回の保守点検以外の消耗品費、メンテナンス費等を有する場合は年間のランニングコストがわかる資料を添付すること。</p> <p>※提案書は任意様式とし、書式、枚数、縦横等の企画は自由とするが、専門的な知識は持たないものでも理解できるように簡潔で平易な表現とし、膨大にならないこと。ページ番号を付すこと。</p>

(5) 技術提案を求める内容

項目	具体的内容
遊具のテーマ・コンセプト	・船越公園の性格及び立地条件等に合致したテーマ及びコンセプトの提案。
遊具の構成要素及び安全性	・遊具の規模、機能、アイテムの組み合わせ及びレイアウト等についての提案。
デザイン性	・遊具のデザインやイメージ及び景観への配慮等について、概略図（遊具エリア全体のイメージパース等）、平面図及び立面図による提案。
維持管理	・遊具全体として維持管理を低減できる対策の提案。

(6) 提案書提出に係る注意事項

提案書の提出期限後の資料の差し替え、再度提出はいかなる理由でも認めません。

6 プロポーザル方式説明書（様式第4号。以下「説明書」という。）等に対する質問に関する事項

(1) 説明書等に対する質問は、電子メール又はファックスで受け付けるものとし、説明書等に対する質問書（様式第12号）により行うこと。（メールアドレス及びファックス番号は、「11 担当課」に記載するとおり。）

(2) 提出期限

令和6年5月16日（木）（午後3時必着）

(3) 質問に対する回答

提案書の提出を要請する者に対して令和6年5月17日（金）までに質問を取りまとめ、質問及び質問に対する回答書（様式第13号）により直接電子メールで回答する。

7 プレゼンテーション及びヒアリングに関する事項

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの有無

有

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの予定日時

令和6年6月14日（金）午後1時30分から（変更の場合があります。）

(3) 場所 決定次第連絡します。

(4) 時間 各社30分程度を予定しています。

(5) その他 パソコン、プロジェクター等の持ち込みは通知時に連絡します。

8 受注者の特定等

(1) 受注者の特定方法

提出された提案等について、評価を行い最も優れた者を特定する。この場合において、必要と認められるときは、プレゼンテーション及びヒアリング等を行うものとする。

(2) 受注者を特定するための評価基準

別添「船越公園遊具整備業務委託プロポーザル方式評価基準」のとおり。なお、合計点が6割以上に達したものを選定の対象とし、参加者が1者のみの場合も同様とする。

(3) 特定、非特定の通知

特定、非特定の通知は、全ての提案者に対し、特定通知書（様式第10号）又は非特定通知書（様式第11号）により行う。

(4) 契約の締結

特定された受注者と業務委託契約を締結するものとし、契約内容は、提案内容を基に協議し決定する。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び円とする。

(2) 参加表明書の提出期限までに参加表明書が到着しなかった場合及び参加資格を有しないと認められた場合は、提案書を提出できないものとする。

(3) 参加表明書及び提案書は、それぞれの提出期限後において、差し替え、訂正及び再提出することを認めない。ただし、当該提出期限後に、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(4) 参加表明書及び提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、

病休、死亡、退職その他のやむを得ない理由が生じた場合は、発注者の承諾を得て変更することができる。

- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (6) 提案書の作成に要した費用、旅費、その他提出に要した経費については、提案者の負担とする。
- (7) 本手続において提出した書類等に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して措置要綱に基づき指名停止措置を講ずるものとする。
- (8) 受注者は、本業務を実施する場合において、発注者と密接に打合せを行うなど相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守すること。
- (9) 発注者は、本業務に必要な資料を受注者に貸与するものとし、受注者は、業務完了後遅滞なく当該資料を発注者に返還しなければならない。
- (10) 参加表明をした者で、参加資格を有すると認められたものは、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、提案の辞退を希望する者は、提案辞退届（様式第14号）を3(2)の場所に直接持参又は一般書留若しくは簡易書留により郵送しなければならない。
- (11) 提出された参加表明書及び提案書は、それらを提出した者に無断で参加資格の確認及び受注者の特定以外に使用しない。
- (12) 成果品に関する権利は、受注者固有の知識、技術を除き、全て山田町に帰属する。
- (13) 審査の結果についての異議申立ては、受理しない。

11 担当課

〒028-1392

岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

山田町役場 都市計画課 都市計画係

電話番号 0193-82-3111（内線245）

FAX 番号 0193-82-3201

電子メールアドレス SC30-1103@town.iwate-yamada.lg.jp